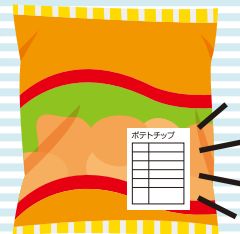




食品表示のルールが変わりました!

平成27年4月から「食品表示法」が施行され、食品表示のルールが一部変わりました。食品表示の正しい見方を理解して、毎日の買い物に役立てましょう!



新しい法律で変わった3つの重要ポイント

①アレルギー表示がルール変更

特定加工食品※には原材料に含まれるアレルゲンを表示しなくてもよいとされていましたが、これからは表示が必要となります。

いままで

パン、マヨネーズ

これから

パン（小麦を含む）、
マヨネーズ（卵を含む）

※アレルゲンを含むことが予測できるため、アレルゲン表示が免除されていた食品

アレルギー表示が見直され、確実に情報が届くように改善されています。

②栄養成分表示が義務化

いままで

栄養成分表示は任意となっていました。

これから

原則、栄養成分表示をしなければなりません。

栄養成分表示（●●当たり）	
エネルギー	●● kcal
たんぱく質	●● g
脂質	● g
炭水化物	● g
食塩相当量	● g

いままでの「ナトリウム」表示から「食塩相当量」表示に。

③原材料と添加物の区分を明確に

原材料と添加物の間に明確な区分が必要となります。

いままで

原材料名
いちご、砂糖、ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）

これから

原材料名
いちご、砂糖／ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）



「スラッシュ（／）」などで、明確に区分されるよう表示されています。

（平成32年3月末まで経過措置が適用されるため、従来の表示も可能です。）

出前講座のご案内

消費生活総合センターでは、悪質商法の手口と対処方法について、消費生活専門相談員を派遣して市民の皆様に分かりやすく解説する出前講座を実施し、市民の皆様には有効な情報をお伝えしています。

申込みや詳細につきましては、**電話** (075) 256-1110 までお問い合わせください。

- 市内に在住、在勤又は通学される方々の団体、グループが対象です。
- 参加者10名以上で、お申し込みください。
- 内容や時間はお相談に応じますが、会場は、申込者においてご用意ください。